平成 22 年度　事務事業事後評価調書（平成　21　年度事業）

整理番号	5 ― 37

1　事務事業の表示

※ ■ ：　該当

事務事業名	障がい者等地域生活支援事業（福祉分）					
評価者	担当課名		保健福祉課	担当係名		社会福祉係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	葛西隆		氏名	前田忠和
事業の概要	障害者自立支援法に基づく市町村事業として、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるための支援を行い、障がい者等の福祉の増進を図る。			全体計画 /単年度繰返（平成 20 年度～ 24 年度）		
				事業費	国・道支出金	11,130 千円
					地方債	千円
					その他	千円
					一般財源	4,920 千円
					事業費計	16,050 千円
実施方法	■ 直営		民間委託	■ その他 （社会福祉協議会ほか）		
第 5 期 総合計画（前期）	■ 登載事業		非登載事業	優先度	B	
事業の位置付け	政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～			
	基本施策	9	障がい者支援の充実			
	単位施策	1	自立支援対策の推進			
	事務事業の種類	■ 自治事務		法定受託事務		
	その他計画・根拠等	障がい者計画、障害者自立支援法				

事業費	実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(見込)	23年度(計画)	24年度(計画)
	国・道支出金	2,013 千円	1,891 千円	2,599 千円	2,226 千円	2,226 千円
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円
	その他財源	千円	千円	千円	千円	千円
	雄武町負担額（一般財源）	1,107 千円	1,469 千円	1,181 千円	984 千円	984 千円
	合計	3,120 千円	3,360 千円	3,780 千円	3,210 千円	3,210 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	障がい者等	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	障がい者の自立を求める意識が強まる一方で障がい者を取り巻く地域環境は未だ不利なものが多く公的な支援が必要である。	事業の継続		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	自立した日常生活及び社会生活を営むことができるための地域支援体制の整備を目指す。	事業数	目標年度	平成21年度
			目標値	4 事業
			実績値	4 事業
			達成度	100.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	障がい者等の自立促進、社会参加が図られる。	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
①サービスの提供	本町の基準に基づき、各種サービスの提供を行う。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	■義務的なもの □全部 ■一部	障害者自立支援法によるサービスの提供であり、障がい者等に対する福祉の増進のために必要である。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	本町の基準に基づき支給量の決定をおこなうため、適切な支給量の決定及び障がい福祉の向上が図られている。利用者から利用希望のあった事業を実施している。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 □事業費抑制 □人員削減 □時間短縮・作業軽減 ■その他	障害者自立支援法に基づく事業であり、事業執行は効率的に行っている。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 ■受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る □その他	障害者自立支援法に基づく事業であり、対象者には公平なサービスを提供している。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
障害者自立支援法に基づく事業であり、障がい者等に対する福祉の増進のため計画どおり進めることが適当である。		

今後の展開方向
（Action）

継続／現状維持		
障害者自立支援法に基づく事業であり、現状維持が適当である。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）